様式第10号の2

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 所定労働時間短縮開始時賃金証明書（安定所提出用）（育児・介護）

①被保険者番号	―	⑤ フリガナ		⑨休業等を開始した日の年月日	平成 年 月 日
②事業所番号	―	休業等を開始した者の氏名			
③名称 事業所所在地 電話番号		⑥休業等を開始した者の住所又は居所	〒 電話番号（ ） ―		

この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。

事業主 住所

氏名 ㊞

自筆による署名又は休業等を開始した者の押印

休業等を開始した日前の賃金支払状況等

⑦休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 休業等を開始した日 月 日	⑧⑦の期間にお賃金支払日数	⑩賃金支払対象期間	⑪⑩の基礎日数	⑫賃金額 Ⓐ	Ⓑ	計	⑬備考
月 日～休業等を開始した日の前日	日	月 日～休業等を開始した日の前日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				

⑭賃金に関する特記事項

休業開始時賃金月額証明書 受理
所定労働時間短縮開始時賃金証明書
平成 年 月 日
（受理番号 号）

⑮（休業開始時における）雇用期間 イ 定めなし ロ 定めあり → 平成 年 月 日まで（休業開始日を含めて 年 カ月）

※公共職業安定所記載欄

雇用保険法施行規則第14条の4第1項の規定により被保険者の育児又は介護のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えること。その際、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができること。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		㊞	

賃金月額証明書等受領印	

※	所長	次長	課長	係長	係

様式第10号の3

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明票 所定労働時間短縮開始時賃金証明票（本人手続用）（育児・介護）

①被保険者番号	－　　－	③ フリガナ		④休業等を開始した日の年月日	年	月	日
②事業所番号	－　　－	休業等を開始した者の氏名			平成		

⑤名称 事業所所在地 電話番号		⑥休業等を開始した者の住所又は居所	〒 電話番号（　　）　　－

事業主　住所 氏名	この雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票又は雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明票は、休業等を開始した日前の賃金支払状況等を記したものである。 公共職業安定所長　印

休業等を開始した日前の賃金支払状況等

⑦休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 休業等を開始した日　月　日	⑧その期間における賃金支払基礎日数	⑨賃金支払対象期間	⑩⑨の基礎日数	⑪賃金額 ⑫			備考
				Ⓐ	Ⓑ	計	
月　日～休業等を開始した日の前日	日	月　日～休業等を開始した日の前日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				

⑬賃金に関する特記事項		休業開始時賃金月額証明票 所定労働時間短縮開始時賃金証明票	受理 平成　年　月　日 （受理番号　　号）

⑭（休業開始時における）雇用期間　イ 定めなし　ロ 定めあり → 平成　年　月　日まで（休業開始日を含めて　年　カ月）

※公共職業安定所記載欄

必ず裏面をよく読んで下さい

注意
1　被保険者本人が育児休業給付の受給資格の確認手続又は介護休業給付の支給申請手続を行う場合は、事業主はこの休業開始時賃金月額証明票（本人手続用）を速やかに本人に交付すること。
2　その場合、育児休業を開始した被保険者は、この休業開始時賃金月額証明票（本人手続用）に育児休業給付受給資格確認票を添えて、雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」という。）に速やかに提出すること。また、介護休業を開始した被保険者は、介護休業給付金支給申請書にこの休業開始時賃金月額証明票（本人手続用）を添えて、事業所管轄安定所に支給申請手続を行うこと。
3　被保険者が賃金日額特例措置対象予定者である場合は、事業主は離職票とともに、この所定労働時間短縮開始時賃金証明票を速やかに本人に交付すること。
4　その場合、賃金日額特例措置対象予定者は、事業主から交付された離職票とともに、この所定労働時間短縮開始時賃金証明票を本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出すること。
5　この休業開始時賃金月額証明票又は所定労働時間短縮開始時賃金証明票（本人手続用）を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた事業所管轄安定所に申し出ること。

（949）2010.4